

議案第6号

令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度基山町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,199千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,610,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月1日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,365,940	△4,070	2,361,870
	3 軽自動車税	50,953	△472	50,481
	4 町たばこ税	122,192	△3,598	118,594
12 分担金及び負担金		31,304	△2,930	28,374
	2 負担金	31,304	△2,930	28,374
14 国庫支出金		3,182,945	△6,451	3,176,494
	1 国庫負担金	699,639	△23,041	676,598
	2 国庫補助金	2,479,162	16,590	2,495,752
15 県支出金		557,840	19,477	577,317
	1 県負担金	341,280	180	341,460
	2 県補助金	180,026	19,406	199,432
	3 委託金	36,534	△109	36,425
16 財産収入		4,304	8,587	12,891
	1 財産運用収入	4,183	△3	4,180
	2 財産売払収入	121	8,590	8,711
17 寄附金		1,204,027	555	1,204,582
	1 寄附金	1,204,027	555	1,204,582
18 繰入金		646,560	△73,620	572,940
	1 基金繰入金	645,600	△74,040	571,560
	2 特別会計繰入金	960	420	1,380
20 諸収入		329,383	2,958	332,341
	5 雑入	245,703	2,958	248,661
21 町債		631,197	△24,705	606,492
	1 町債	631,197	△24,705	606,492
歳 入	合 計	10,690,276	△80,199	10,610,077

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		97,590	△2,385	95,205
	1 議会費	97,590	△2,385	95,205
2 総務費		2,371,694	△10,000	2,361,694
	1 総務管理費	2,185,820	△6,021	2,179,799
	2 徴税費	101,609	△286	101,323
	3 戸籍住民基本台帳費	76,882	△3,663	73,219
	5 統計調査費	6,321	0	6,321
	6 監査委員費	691	△30	661
3 民生費		4,407,636	△17,893	4,389,743
	1 社会福祉費	3,242,364	△3,040	3,239,324
	2 児童福祉費	1,164,970	△14,853	1,150,117
4 衛生費		672,676	△10,547	662,129
	1 保健衛生費	216,913	1,165	218,078
	2 清掃費	455,179	△11,625	443,554
	3 上水道費	584	△87	497
5 労働費		33,473	△659	32,814
	1 労働諸費	33,473	△659	32,814
6 農林水産業費		101,805	723	102,528
	1 農業費	88,979	802	89,781
	2 林業費	12,826	△79	12,747
7 商工費		190,083	△650	189,433
	1 商工費	190,083	△650	189,433
8 土木費		862,515	41,867	904,382
	1 土木管理費	23,405	△241	23,164
	2 道路橋梁費	296,888	61,973	358,861
	3 都市計画費	230,512	△10,454	220,058

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	5 住宅費	165,682	△9,411	156,271
9 消防費		261,222	△1,448	259,774
	1 消防費	261,222	△1,448	259,774
10 教育費		787,761	△14,690	773,071
	1 教育総務費	88,254	△1,110	87,144
	2 小学校費	189,837	△1,359	188,478
	3 中学校費	96,344	231	96,575
	4 社会教育費	208,697	△9,698	198,999
	5 保健体育費	204,357	△2,754	201,603
11 災害復旧費		292,915	△64,723	228,192
	1 農林水産施設災害復旧費	146,789	△26,774	120,015
	2 公共土木施設災害復旧費	102,027	△37,808	64,219
	4 文教施設災害復旧費	44,099	△141	43,958
13 諸支出金		17,935	1	17,936
	2 諸費	17,633	1	17,634
14 予備費		19,022	205	19,227
	1 予備費	19,022	205	19,227
歳出	合計	10,690,276	△80,199	10,610,077

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	子育て・若者世帯の住宅取得補助金	4,100
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	保育所育成事業（認可外保育施設補助金）	1,069
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業（道路） （三国・丸林線道路改良事業、白坂久保田2号線等舗装補修事業）	222,880
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	地方創生道整備推進交付金事業（城戸1号線道路改良工事）	8,644
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	大規模盛土造成地変動予測調査事業	10,990
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金事業（公園）	155,500
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	林道施設災害復旧事業	61,160
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公共土木施設災害復旧事業	18,237

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(千円) 30,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利債に借換えすることができる。
緊急浚渫推進事業	(千円) 4,800	同上	同上	同上
減収補てん債	(千円) 20,695	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅建設 事業	(千円) 44,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	(千円) 40,100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。
防災基盤整備 事業	(千円) 25,900	同上	同上	同上	(千円) 23,500	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設等 災害復旧事業 (補助)	17,200	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	5,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
農林施設災害復旧事業 (補助)	45,200	同上	同上	同上	2,100	同上	同上	同上
公立学校施設 災害復旧事業 (補助)	600	同上	同上	同上	500	同上	同上	同上
公共土木施設等 災害復旧事業 (単独)	26,500	同上	同上	同上	7,000	同上	同上	同上
農林施設災害復旧事業 (単独)	13,600	同上	同上	同上	14,900	同上	同上	同上

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	
上水道一般会計 出資事業	100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	—	—	—	—	出資金額が減額となったため